

公 告

分任契約担当官
陸上自衛隊丘珠駐屯地
第325会計隊丘珠派遣隊長 黒川 孝一

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

1 入札事項

契約実施計画番号		調 達 要 求 番 号		物 品 番 号		仕 様 書 番 号				
6LY01NY00340		6MR81AM5350 0001				8-1-33				
品名 または 件名										
丘珠（R 8）＃ 5 0 飛行場受電所記録電流計取替役務										
部品番号 または 規格										
仕様書のとおり										
使 用 器 材 名										
数 量	単位	銘 柄		使 用 期 限 等		グ ル ー プ		指定	検査	包装
1.00	ST									
納地または工事場所				引 渡 場 所						
丘珠駐屯地				丘珠駐屯地						
搬 入 場 所				納 期 ま た は 工 期						
業務隊管理科営繕班 玉寄技官 3 2 2				令和9年3月31日（水）						

2 競争参加資格

次のいずれかであること
全省庁統一資格の「役務の提供等」に係る等級がA、B、C等級であること
ただし、細部は注意事項による。

3 契約条項を示す場所

陸上自衛隊丘珠駐屯地 第325会計隊丘珠派遣隊契約班及び北部方面会計隊ホームページによる。細部は、第7項(2)の適用する契約条項を確認すること

4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：説明会は実施しない
入札日時場所：令和8年9月16日（水）10時00分 丘珠駐屯地厚生センター談話室

5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：総品目総額 契約方式：一般競争

7 注意事項

- (1) 競争に参加する者に必要な資格に関する事項
- ア 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
 - イ 令和7年・令和8年・令和9年度の防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）において「役務の提供」で北海道地域の資格を有する者であって、次のいずれかを満たす者であること。（防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）を新規に申請中の場合は、申請中の旨を入札時に証明できる者であること。）
 - ウ 「入札及び契約心得」を厳守している者。
 - エ 契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
 - オ 下記の「装備品等及び役務の調達に係わる指名停止等」に該当しない者であること。
- (2) 適用する契約条項等
- 駐屯地用標準契約書
- ア 契約条項
 - 役務請負契約条項
 - イ 特約条項
 - (ア) 談合等の不正行為に関する特約条項
 - (イ) 暴力団排除に関する特約条項
- (3) 保証金等に関する事項
- ア 入札保証金は免除とするが、落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。
 - イ 契約保証金は免除とするが、契約者が契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上の金額を違約金として徴収する。

- (4) 入札の無効
- ア 第2項及び第7項(1)で示した競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札
 - イ 入札に関する条項に違反した入札
 - ウ 入札金額、入札者の氏名及び押印された印影が判別し難い入札
 - エ 入札に遅刻又は途中退席した者の入札
 - オ 誓約した「暴力団排除に関する誓約事項」に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合
 - カ 入札書下部余白に「当社(私・個人の場合)、当団体(団体の場合)は、上記の公告に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項を承諾のうえ入札致します。また、「入札及び契約心得」に定める暴力団排除に関する事項について誓約します。」と記載すること
- (5) 契約書作成の要否
- 契約書を作成する。
- (6) 落札決定方式
- ア 当隊所定の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、当該応札価格が予算決算及び会計令(昭和24年勅令第165号)第85条の規定により契約内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合の基準を下回った場合は、落札を保留し、必要な調査のうえ決定する。この場合、すべての応札者は官側が行う調査に協力するものとする。
 - イ 落札者となるべき最低入札者が2人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。
- (7) その他
- ア 契約の成立時期は、契約書に双方が記名押印したときとする。
 - イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税にかかる課税業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - ウ 入札に参加する者は資格審査結果通知書(写)を提出すること。
 - エ 代理人をもって入札に参加する場合は、委任状を提出すること。
 - オ 電報、電話及びFAXによる入札は認めない。
 - カ 郵便による入札を行う場合、第325会計隊丘珠派遣隊(担当:星)に入札書送付の旨を必ず電話連絡し、2重の封筒それぞれに「入札書(入札件名を記入)」在中」と明記し封印するとともに、内封筒に入札書を入れ、内封筒以外に第2項(2)同様の資格審査結果通知書(写)を同封し、入札実施の前日までに次項に示す入札に関する事項の担当へ必着させるものとする。この際、令和8年9月15日(火)1700までに到着するように配達記録の残る方法で送付すること。(メール便可)
 - キ 郵便入札がある場合の再度入札に関しては、速やかに応札業者に対して再度入札執行日時を通知し、後日実施する。
 - ク 本入札実施にあたり、市場価格調査を実施しております。入札参加希望業者は上記電話連絡を実施するとともに、FAXにて市場調査価格表の提出を令和8年9月14日(月)1700までに送付してください。
 - ケ 感染症対策防止の観点から郵便入札を推奨しております。もし入札当日参加される場合は、事前にご連絡をお願いいたします。
 - コ 入札に関する事項の問合せ先
陸上自衛隊丘珠駐屯地 第325会計隊丘珠派遣隊 契約班(担当:星)
TEL 011-781-8321 (内346)
FAX 011-781-0504 (直通)
 - サ 仕様書に関する事項の問合せ先
陸上自衛隊丘珠駐屯地 丘珠駐屯地業務隊 管理科(担当:玉寄)
TEL 011-781-8321 (内322)
- (8) 公告揭示場所及び期間
- ア 揭示場所: 陸上自衛隊丘珠駐屯地第325会計隊丘珠派遣隊
北部方面会計隊ホームページ <http://www.mod.go.jp/gsdf/nae/fin/index.html>
 - イ 揭示期間: 令和8年8月27日~令和8年9月16日

装備品等及び役務の調達に係わる指名停止等

- 1 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止措置等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- 2 前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- 3 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
- 4 第2号の「資本関係又は人的関係にある」場合とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。

(1) 資本関係がある場合

次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号及び会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は、イについて子会社的一方が会社更正法（昭和27年法律第172号）第2条第7項に規定する更正会社（以下「更正会社」という。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続（以下「再生手続」という。）が存続中の会社である場合を除く。

ア 親会社（会社法第2条4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

(2) 人的関係がある場合

次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては、更正会社又は再生手続存続中の会社である場合は除く。

ア 一方の会社の役員（常勤又は非常勤の取締役、会計参与、監査役、執行役、理事、監事その他これらに準ずる者をいい、社外役員を除く。以下の号において同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

イ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更正法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ (1)及び(2)に掲げる場合のほか、資本構成又は人的構成において関連性のある一方の会社による落札が他方の会社に係る指名停止等の措置の効果を事実上減殺するなど(1)又は(2)に掲げる場合と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合

品 目 等 内 訳 書

契約実施計画番号		6LY01NY00340																	
NO	調達要求番号		物品番号		単 位		数 量		単 価	金 額	銘 柄		納 地		指 定				
	品 名										使用期限等	引 渡 場 所		検 査					
	部品番号 または 規格											搬 入 場 所							
	使用器材名						仕様書番号					納 期			包 装				
1	6MR81AM5350	0001			ST	1.00					丘珠駐屯地								
	丘珠（R 8）＃5 0 飛行場受電所記録電流計取替役務										丘珠駐屯地								
	仕様書のとおり										業務隊管理科営繕班 玉寄技官 3 2 2								
							8-1-33			令和9年3月31日									
			- 以 下 余 白 -																

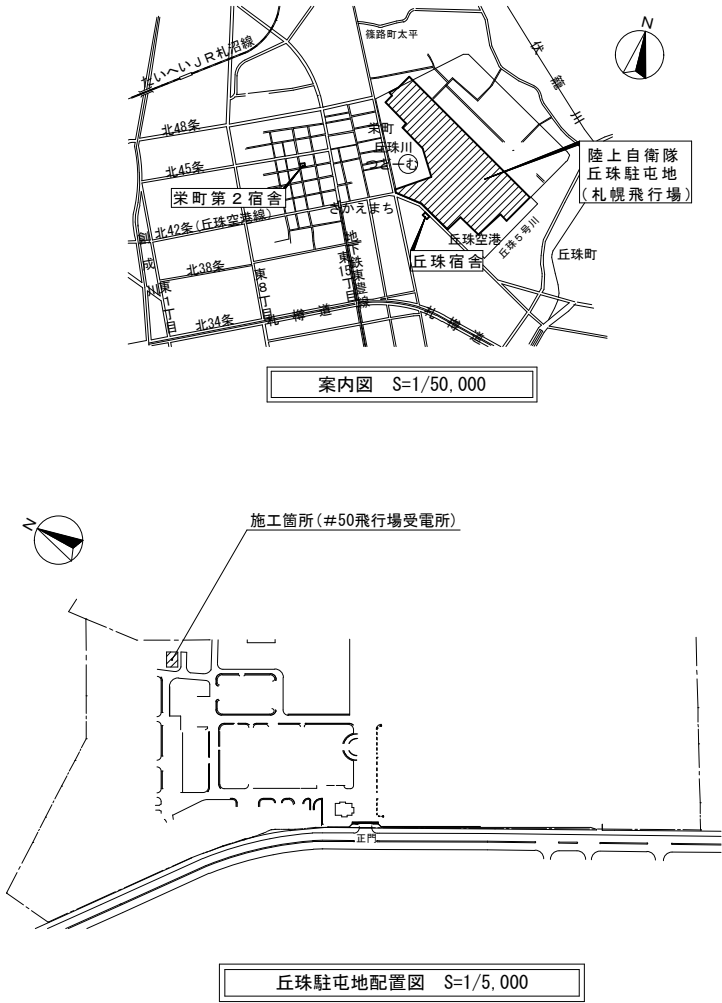
丘珠(R8) #50飛行場受電所記録電流計取替役務

件名	丘珠(R8) #50飛行場受電所記録電流計取替役務				仕様書番号	8-1-33
図名	表紙				図番	1/3
業務隊長	管理科長	営繕班長	営繕主任	営繕主任	電気係長	監督官
陸上自衛隊丘珠駐屯地業務隊					令和8年8月18日	

仕 様 書

1. 件名 : 丘珠 (R8) #50飛行場受電所記録電流計取替役務
2. 場所 : 北海道札幌市東区丘珠町161番地
3. 概要 : 記録電流計取替 (ペーパーレス化) 一式
4. 仕様書 : 下記による。

項 目		事 項										
5 一 般 共 通 事 項	(1) 総則	本役務仕様書及び図面は、陸上自衛隊丘珠駐屯地において実施する「丘珠 (R8) #50飛行場受電所記録電流計取替役務」において、必要な項目を制定する。										
	(2) 施工	本役務は、本仕様書及び図面によるほか国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の関係工事標準仕様書に基づき入念に施工する。										
	(3) 疑義	本仕様書及び図面との内容に相違ある場合や明示ない場合又は疑いを生じた場合には、すべて監督官と協議する。										
	(4) 軽微な変更	着手に際し現場の納まり、取り合わせ等の為に位置又は工法を変え、それによる数量を増減する等軽微な変更は、監督官の指示に従う。この場合の請負金額および工期については変更しない。										
	(5) 材料	使用する材料は、すべて新品とし、製造所及び商品名の特記のある場合はそのもの、又は同等品以上。ただし、同等品を使用する場合は、監督官の承認を受ける。										
	(6) 材料検査	すべての材料は、現場に搬入後、検査を実施し合格したものを使用する。										
	(7) 現場管理	ア 現場は、常に諸材料の整理整頓、その他清掃を行い、火災等の事故防止に努める。 イ 出入口及び危険性のある場所には、危険表示などの処置を行う。 ウ 役務現場及び許可された場所以外への無断立ち入り等は厳禁。 エ その他部隊側の諸規則、指示に従い延滞なく作業を行う。										
	(8) 安全管理	労働安全規則の定めるところにより、十分な安全管理対策を行い災害の未然防止をはかる。										
	(9) 書類整理	書類の整理は、請負業者の責任において監督官の指示通り延滞なく行う。										
	(10) 役務写真	<table><tr><th>分 類</th><th>規格</th><th>撮影箇所</th><th>焼付部数</th></tr><tr><td>着工前</td><td rowspan="3">L判以上</td><td rowspan="3">隠蔽となる箇所及び監督官の指示する箇所</td><td rowspan="3">各 1 部</td></tr><tr><td>役務中</td></tr><tr><td>完了時</td></tr></table> (社) 公共建築協会「工事写真の撮り方 (改訂第 2 版)」を参考に整理する。		分 類	規格	撮影箇所	焼付部数	着工前	L判以上	隠蔽となる箇所及び監督官の指示する箇所	各 1 部	役務中
分 類	規格	撮影箇所	焼付部数									
着工前	L判以上	隠蔽となる箇所及び監督官の指示する箇所	各 1 部									
役務中												
完了時												
	(11) 実施工程表	役務着手に先立ち、実施工程表を作成し監督官の承認を受ける。										
	(12) 後片付け	役務完了に際しては、役務現場の後片付け清掃等を行う。										
	(13) 電気・水道	電気・水道は、請負業者の負担において準備する。										
	(14) 発生材	期間中は請負業者の保管とし、役務完了後発生材調書を作成する。鉄屑及びアルミ屑等監督官の指定するものについては監督官の指定する場所に運搬し整理の上集積する。										
	(15) 原状復旧	役務に際し、本仕様書の範囲外に損傷等を与えない様に実施する。又、損傷等を与えた場合には、請負業者の責任において原状に復旧する。										
	(16) 保証	本役務完了後 1 年間における不備等による損傷は、請負業者の負担で無償修復する。										
	(17) 完了検査	本役務完了後、本仕様書及び図面等に基づき、請負業者・監督官が立会いの上、検査官が指定した日時に行う。										
6 特 記 事 項	(1) 取替箇所	設備の取替箇所は下表の通りとする。 <table><tr><th>品 名</th><th>数量</th></tr><tr><td>記録電流計 (ペーパーレス)</td><td>2台</td></tr><tr><td>トランスジューサ</td><td>7台</td></tr></table>		品 名	数量	記録電流計 (ペーパーレス)	2台	トランスジューサ	7台			
	品 名	数量										
記録電流計 (ペーパーレス)	2台											
トランスジューサ	7台											
(2) その他	ア 本役務は飛行場設備であることから、請負業者は飛行場設備について十分に熟知している者を選任することとする。 イ 本役務を実施する前に既設設備を確認し、要領等を入念に検討のうえ、安全及び的確な施工を実施すること。 ウ 作業の実施は、夜間 (2030～0500) とする。 エ 取替後の現地試験調整を実施し、異常の有無を確認する。											



件 名	丘珠 (R8) #50飛行場受電所記録電流計取替役務	縮 尺	図 示
図 名	仕様書・案内図・配置図	図 番	2/3
陸上自衛隊丘珠駐屯地業務隊		令和 8 年 8 月 1 8 日	

